

茨城県立那珂高等学校生徒心得 (R7用)

1 服装について

(1) 趣旨

服装は、常に端正、清潔を保ち、礼儀作法と品位を失わないようにし、進路に対応した身だしなみを心掛けること。

(2) 登下校、校内では本校所定の制服を正しく着用すること。

令和5年度入学生用

	冬服標準服 (10月～5月)		夏服標準服 (6月～9月)	
	スラックス型	スカート型	スラックス型	スカート型
ブレザー	指 定	指 定		
ベスト			指定 (希望者のみ)	指 定
シャツ	指定Yシャツ又は同型のものとする	指定ブラウス又は同型のものとする	指定Yシャツ又は同型のものとする	指定ブラウス又は同型のものとする
ネクタイ	指 定	指 定		

令和6・7年度入学生用

	冬服標準服		夏服標準服	
	スラックス型	スカート型	スラックス型	スカート型
ブレザー	指 定 (○)	指 定 (○)		
セーター	指定 (希望者のみ)	指定 (希望者のみ)		
ベスト	指定 (希望者のみ)	指定 (希望者のみ)	指定 (希望者のみ)	指定 (希望者のみ)
シャツ	指定Yシャツ (○) 又は白ビジネス用Yシャツとする	指定ブラウス (○) 又は白ビジネス用ブラウスとする	指定ポロシャツ (○) 又は白ビジネス用Yシャツとする	指定ポロシャツ (○) 又は白ビジネス用Yシャツとする
ネクタイ	指 定 (○)	指 定 (○)		
リボン	指定 (希望者のみ)	指定 (希望者のみ)		

※ (○) を標準服とし、式典 (入学式・卒業式・記念式典等) では標準服を着用する。

※ブレザーを脱いで学校生活を送ってもよい。(全学年)ただし、指定ではないカーディガン等を着用している場合はブレザーを着用する。(R4入学生のみ)

※R7年度3年生も夏用のポロシャツを購入し着用してもよい。

(3) 冬服と夏服の着用期間は、次のとおりとする。

① 冬服は、10月1日から翌年5月31日までとする。

② 夏服は、6月1日から9月30日までとする。

③ 6月1日、10月1日の前後1週間程度を夏服・冬服の混用期間とする。ただし、気候に応じて弾力的に運用することとする。

(4) 校章は、本校指定の所定の位置につける。

① 冬服は、上着の左襟につける。

② 夏服は、つけなくてもよい。

(5) 頭髪はいつも清潔にし、進路に対応できる髪型にすること。

(6) 学校生活にふさわしくない装飾品等は身につけないこと。

(7) 靴は、色・形とも華美でないものを使用すること。校内では所定の上履き、体育館では所定の運動靴を使用する。

(8) 体育着は本校所定の運動服を用いる。

(9) 通学用のカバンについては、高校生にふさわしいものを使用することとする。

2 校内生活

- (1) 校内では、定められた集団生活のルールを守り、他に迷惑をかけないように心がけ、明るく生活すること。
- (2) 校内生活上の問題（疑問点、身体の異常、紛失物、校具破損、校友関係等）は、直ちに学級担任等に相談すること。
- (3) 校舎や校具等を愛護し、教室内外の清潔、整頓、美化に努めること。
- (4) 外出の必要がある場合は、学級担任に申し出て、外出許可証を持って外出すること。帰校後も必ずその旨報告すること。
- (5) ストーブ等の火気使用の際は、必ず学校の指示に従い、その取扱いを特に注意すること。
- (6) 校内において、学校の許可なしに出版物の発行やポスター等の掲示、ビラの配付、物品や金銭の徴収はしないこと。
- (7) 校内での携帯電話使用は、原則として始業前・昼休み・放課後のみとする。

3 校外生活

- (1) 健全な交友関係を保ち、知性をもって常に責任ある行動をとること。
- (2) 公衆道徳、交通規則をよく守り、事件事故を起こしたり巻き込まれたりしないよう十分注意すること。また、列車、バス等の車内においては、他に迷惑になるような言動を慎み、公共のマナーを遵守すること。
- (3) 生徒にふさわしくない娯楽場、飲食店への出入りはしないこと。
- (4) アルバイトは、経済的理由等でやむを得ない場合のみ、学級担任、生徒支援部を経て、校長へ届け出ることとする。

4 通学

交通法規をよく守り、他人や自己の生命の安全に留意し、社会の秩序を遵守して、通学するように心がけること。

- (1) 自転車通学の場合は、必ず学級担任、生徒支援部長を経て、自転車通学届を校長に提出し、本校所定のステッカーをつけ、鍵をかけて管理すること。ヘルメットの着用を推奨する。
- (2) 通学手段として、原付自転車、自動二輪車及び四輪車の使用は認めない。**（安全上の理由）**ただし、次のような場合に、原付自転車通学について例外的に認めることがある。
 - ① 公共交通機関がなく、自宅から最寄りの駅またはバス停までの距離がおおよそ8 km以上である場合。ただし、使用は自宅から最寄りの駅またはバス停までとする。
 - ② 保護者等からの申し入れがあること。
 - ③ 次の要件を満たすこと
 - (ア) 原付自転車通学区間は、生徒支援部で確認する。
 - (イ) 排気量は50 cc以下であること。
 - (ウ) 自動車損害賠償責任保険に加入し、任意保険にも加入すること。

※ 運転免許取得規定

- ① 原付自転車、自動二輪車の免許取得は認めない。ただし、原付自転車については、上記イに照らし合わせ、例外的に認めることもある。取得については休業中とし、「原付免許取得願」を受験予定日の2週間前までに提出する。
- ② 普通自動車免許取得のための自動車学校入校は、3学年の11月1日以降とする。普通自動車免許の取得希望者は、「運転免許取得届」を学級担任に提出した後、自動車学校に入校の手続きをとること。